

佐渡市立新穂小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定

令和 6 年 4 月 1 日改訂

1 基本方針

(1) 基本理念（「佐渡市いじめ防止基本方針」より）

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

また、いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることから、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりすることがないよう、全ての児童生徒がいじめは決して許されないことを十分に理解できるようにする。

加えて、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に取り組む。

(2) いじめの定義（「佐渡市いじめ防止基本方針」より）

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立つて行うことが必要である。

このいじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないよう努める必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

(3) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法 第 4 条より）

(4) 学校及び職員の責務

学校は、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、いじめ防止等全体に関わる内容やいじめの防止に資する多様な取組を体系的、計画的、包括的に定め、いじめの未然防止、早期発見、即時対応に努める。

2 いじめの未然防止に関する取組

(1) あいさつ運動を通じた「絆」づくり

- ① 校門や児童玄関での職員とのあいさつ（毎日）
- ② 校門での保護者とのあいさつ（「大人のあいさつ隊」）（月 1 回）
- ③ 各学級が主体となって進めるあいさつ運動（年 6 回）
- ④ 学校運営協議会で行うあいさつ祭り
- ⑤ 保護者と連携した街頭指導（月 3 回）

(2) 様々な交流を通しての「絆」づくり

- ① 学級で遊ぶ「絆タイム」（毎週水曜日）

- ② 新穂中学校，行谷小学校，佐渡特別支援学校，地域のお年寄りとの交流会（随時）
- ③ 外部講師を招いた活動
 - ・トキっ子学習塾（毎週月曜日）
 - ・読み聞かせ（毎週木曜日）
 - ・クラブ活動（隔週火曜日）

(3) 道徳教育の充実による人権意識の高揚

- ① 特別の教科道徳授業の授業の推進
- ② 拉致被害者の講話（隔年で実施：R3，R5，R7 予定）
- ③ 保護者への「道徳」授業公開（年1回）
- ④ 児童会が主体となって行う「ふわふわ行動」の推進

(4) 認められることによる自己肯定感の高揚

- ① 自己肯定感を高めるための活動の実施（年間）
- ② 学年便りで全ての児童の活躍やよい姿を紹介する（年間）

(5) 互いを傷つけない言語環境の整備

- ① 職員，児童ともに進める「ふわふわ言葉」
- ② 職員，児童で取り組む「さん」付けの徹底

3 いじめ早期発見に関する取組

(1) 全職員での見守り

- ① 月に1度開催の「児童情報交換会」
- ② 週に1度の職員朝会での児童情報交換

(2) いじめ調査

- ① 「心の健康チェック」の実施（毎月）
- ② 「学校生活アンケート（児童・保護者）」による調査（年2回：7月，12月）
- ③ 学校日より，学級だよりによる保護者へのいじめ察知啓発活動

(3) いじめ相談体制

- ① 「心の健康チェック」（毎月），教育相談（6月・11月）
- ② 保護者との情報交換会（年3回 家庭確認，個別懇談会2回，学年懇談会）
- ③ 担任だけではないいじめ相談窓口の開設（保健室，全職員可）
- ④ スクールカウンセラーとの面談

4 いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教員で抱え込んだり隠し立てしたりせず速やかに報告し，組織的に対応する。（いじめの認知→生活指導主任（教頭）→校長→市教委）いじめを認知できなかった場合においても市教委に報告する。

(1) 被害者側（いじめを受けた児童）

- ① 児童への対応
 - ・本人や周辺から聞き取り調査をし，身体的・精神的被害についての確に把握し，迅速に初期対応をする。
 - ・休み時間や登下校など，必要に応じて教師による見回り活動を行うなど，被害が継続しない体制を整

える。

- ・いじめの理由や背景を明らかにし、根本的な解決を図る。

② 保護者への対応

- ・該当児童を守り抜く姿勢を示しながら、保護者の話に真摯に耳を傾け、事実関係を明らかにするとともに、児童も含めた心のケアに努める。
- ・問題解決に向けた学校の方針を伝え、理解を求め、協力をお願いする。

(2) 加害者側（いじめを行った児童）

① 児童への対応

- ・「絶対許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。
- ・いじめの理由や背景を明らかにし、根本的な解決を図る。
- ・必要に応じて、外部機関との連携を図る。

② 保護者への対応

- ・学校は被害者（いじめを受けた児童）を守ることを第一に考えた行動をとることを伝える。
- ・事実を冷静に受け止め、我が子の言い分を十分に聞くように促す。
- ・被害者（いじめを受けた児童）・保護者に対して、謝罪等適切な対応を促す。

(3) 傍観者（まわりで見ていた、気付いていたが何もしなかった児童）

① 児童への対応

- ・「傍観すること」、「何もしないこと」はいじめに荷担することと同じであることを伝えるとともに、被害者（いじめを受けた児童）の苦しみを考えさせる。
- ・友達の言いなりにならず、自らの意志で判断し行動することの大切さを伝える。

② 保護者への対応

- ・「傍観すること」、「何もしないこと」はいじめに荷担することと同じであることを伝える。
- ・いじめに対する考え方を伝え、児童・保護者が一丸となって被害者（いじめを受けた児童）を守らなければならないことを伝える。

※ 情報モラル教育の充実とインターネットによるいじめへの対処

インターネットによるいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくい。今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを、児童に身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要がある。児童及び保護者に対し、授業や行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び啓発活動等を行う。

インターネット上への不適切な書き込みについては、児童と保護者に事実確認をした後、被害の拡大を防ぐために、削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、学校は直ちに所轄の警察署に通報する。学校単独で対応が困難と判断した場合には、市教育委員会と連携しながら、外部の専門機関に援助を求めるなどの対処をする。

5 学校組織

(1) 校内の組織

① いじめ・不登校対策校内委員会

- ・必要に応じて即時開催する。校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任等で構成する。いじめ・不登校への対応を協議する。

② 児童情報交換会

- ・ 月1回の職員会議後に開催する。全職員で気になる児童について、現状や指導についての情報交換と対応を協議する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

① サポート委員会・いじめ対策委員会・民生委員との懇談会（定例会 年2回、必要に応じて開催）

- ・ 保護者・地域選出の委員（PTA会長、公民館長、民生児童委員、駐在所員、スクールガードリーダー、地元有識者からなる）とともに、いじめをはじめとする学校の実態把握と教育推進の方策について意見交換を行う。

② 学校カウンセラーとの情報交換会（訪問時）

- ・ 気になる事例を基に、対応を協議する。

③ 新穂中学校区校長会、教頭会（月1回）

- ・ 新穂地区3校長、新穂地区教育事務所長が参加し、情報交換を行う。また、3校の共通課題を明らかにし、3校共通の取組を推進する。

④ 新穂PTA協議会

- ・ 地域パトロール情報交換会を7月に開催し、保護者、学校職員その他、警察、社会福祉協議会、公民館、青少協からも情報提供をしてもらう。

⑤ 青少年育成協議会（年1回）

- ・ 情報交換と事実共有を行う。

⑥ その他

- ・ 緊急かつ重大な事案が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し、指導を仰ぐ。学校職員のほか、必要に応じて、サポート委員等のメンバーを招集し、対応を協議する。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態とは

- ア) 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ウ) 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

② 対処について

- ・ 速やかに教育委員会に通報し、指導を仰ぐ。
- ・ 外部を交えた「サポート委員会・いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、全校体制で客観的な情報収集、事実確認に努める。
- ・ 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

(4) 学校の取組に対する検証・見直し

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正については、いじめ・不登校校内対策委員会が中核となっていく。
- ② 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう改善に努め、いじめを許さない学校づくりを推進する。

（付記）

令和5年4月1日改訂は、以下の項目

- ・ 2いじめの未然防止に関する取組 (1) ①に児童玄関を追加した。
- ・ 4いじめの対応 *の5行目に「児童と保護者に事実確認をした後」を追加した。